

主権者教育への熟議民主主義の応用可能性に関する研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学教育実習指導室 公開日: 2020-07-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中平, 一義 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/20968

主権者教育への熟議民主主義の応用可能性に関する研究

中 平 一 義

1. はじめに

本稿は、日本の主権者教育における熟議（熟議民主主義）の応用可能性について考察するものである。そこで、熟議（熟議民主主義）による市民対話を行っているアメリカ合衆国（以下、アメリカとする）の National Issues Forums Institute（以下、NIFI とする）の研究、及び実践を参考に論じる。

2. 問題の所在

既に迎えた 18 歳選挙権及び、これからの 18 歳成人時代を迎えるにあたり、主に社会系科目において現代的な主権者教育が展開されている¹⁾。主権者教育では、選挙の方法に対する教育にとどまらずに論争問題を扱い意思決定や合意形成をめざす授業も展開されている²⁾。このような教育には、子どもに意思決定させることから価値判断を迫る場面がある。しかし、価値判断を伴う教育には、以下に示すいくつかの課題がある。

第一に、「個人の道徳的・理念的判断と、法的な権利に基づく判断の違いを明確化できているのか」という課題がある。法的な権利としての市民権と、それに加えて道徳的・理念的に現在の枠組みを捉える市民性を示す概念であるシティズンシップが、これまで国民国家の枠内で同一的に捉えられ、かつ権利化されてきた³⁾。シティズンシップ教育の中でも、特に主権者の育成を目指す社会科における主権者教育では、その教科の特性上、法的な権利の側面について扱うことが多い。しかし、何を法的に権利化するのか、あるいはしないのかを判断するには、道徳的・理念的な判断との峻別が求められる⁴⁾。では、法的に権利化するものは何かについて焦点化するには、どのような内容や方法が考えられるのだろうか。なお、このような法的に権利化するものを可視化することは、新たな効果も想定される。すなわち、市民権の権利化が、市民でないものを規定することを正当化する論理として使われてきたことが理解できることである（田村ら、2017）。市民権の法的な権利化に視点をおくことにより、人々の間に生じている分断をも可視化することができる効果が考えられる。

第二に、「価値判断に伴う政治的中立性」である。政治的中立性について、教師が一方向的にひとつの価値観だけを教え込むことはできない。もちろんここで述べたのは、人類が発見し、積み上げてきた人権などの価値を教えるとはいけないということではない。どのような背景があり現在の価値が形成されてきたのかという事実は、その価値を吟味するためにも扱う必要がある⁵⁾。しかし、その価値はひとつの真理ではなく、常に再確認・再構築できる内容として扱うものである。つまり、価値を積極的に扱いながらも政治的中立性を担保するためには、どのような内容や方法が考えられるのだろうかという課題がある。

第三に、「子どもの間に存在する判断の根拠になる情報の分断」への対応である。近年、フィルターバブルという現象が問題となっている（パリサー、2016）。インターネット上のアルゴリズムにより、

予めその人が知りたいと考えられる情報が用意される。インターネットで調べているようで、調べさせられている状態に陥っているのである。そのため、異なる他者の意見などに接する機会が減少している。子どもは無意識のうちに偏った情報を獲得することになるのだ。では、フィルターバブルに閉じ込められた子どもを、そこから解放するには、どのような内容や方法が考えられるのだろうか。

本稿では、三つの課題及をのりこえる糸口を考察する。そこで、これらの課題をのりこえることや効果の検証のために National Issues Forums Institute（以下では NIFI とする）の熟議（熟議民主主義）の実践（熟議）を分析する。

3. 熟議（熟議民主主義）とは何か

本稿が依拠する熟議（熟議民主主義、deliberative democracy、以下では熟議とする）について整理する。

田村（2008, 2017）、及び、田村ら（2017）によれば、熟議は、多数決などの集計型民主主義とは異なる。熟議は、話し合いを中心とした民主主義を示す。何らかの合意が形成されることが期待されるが、それが目的ではない。熟議は、参加者が個々に納得できる結論を目指すものである。熟議では何らかの意見を表明する際に、自らの意見を正当化する理由を大切にす。なお、敵対性を先鋭化する闘技民主主義（agonistic democracy）とは区別される。では、熟議による教育には、どのような内容や方法があるのか、本稿では、NIFI の熟議について参考にする⁶⁾。NIFI の熟議については、現在の President の役職にある William Muse 氏にインタビュー調査を行った。Muse 氏は、いわゆるディベートや闘技民主主義との違いを、次のように述べた。すなわち「NIFI の熟議は、他の人の意見、立場を知るものである。そのうえでコモングラウンド（Common Ground）の形成を目指す。コモングラウンド（Common Ground）とは、熟議への参加者により形成される結論としての合意案そのものである、あるいは、合意できることと合意できないことを明確化して、熟議の参加者がどこまで歩み寄ることができるのか（できないのか）という、判断をするための共通の足場であるともいう⁷⁾。」である。さらに Muse 氏は、「ディベートなどでは勝敗が決まると負けた方は勝った方に協力しない。しかし、熟議であれば、お互いに寄り添うことができる。それが NIFI の熟議に対する考え方である。」と述べ熟議の有用性を指摘した。

4. NIFI の熟議について

4-1. NIFI とは何か

ここでは、熟議による活動を実際におこなっている NIFI の概要について述べる。NIFI は公的な課題に対して市民による熟議を促進する全米的なネットワークを持つ非営利かつ超党派の組織である（ジョンら、2013）。1970 年代の終わりに、当時のアラバマ大学学長（ジェラルド・フォード政権で保健教育福祉長官を務めたため、一時的に大学の学長職や教授職を退いたが退任後に復帰。）であった David Mathews 氏が、市民の政治離れを克服する方法を模索していた。その後、彼が研究者やコミュニティで活躍する人、公職者や財団のリーダーなどと議論をする中で、1981 年に立ち上げた組織が NIF（National Issues Forums）である。なお、市民の声を政治的に影響力がある人に届ける機会も不足しており、その改善も目的のひとつである。彼らは、アメリカ国内の課題について、人々が対話できるようなプロセスを開発するために公共政策協会（Domestic Policy Association）を結成した。そこでは、アメリカ人が多様なグループ間における熟議を通して共通の価値を見出すための教育プログラム開発を行った。そこでは、いくつかの教育プログラム（社会保障やインフレなど）が開発、実践された。それらのプログラムは成功し、1989 年にはより多くの教育プログラムの開発を進めるために NIFI が創設された。現

在、教育プログラムは、政策課題冊子（Issue Guide、以下ではIGとする）として、NIFIとそのネットワーク、そしてケタリング財団（Kettering Foundation⁸⁾、以下ではKFとする）が中心となって作成している。なお、Muse氏へのインタビュー調査によると、IGの作成は、KFの所属する専門研究者（元新聞記者、元大学教員、世界各国から来た研究者など）が行っている。なお、現在、Mathews氏はNIFIのChairmanであり、KFのPresidentかつCEOである。

4-2. NIFIの熟議の特質

次に、NIFIの熟議について述べる。熟議は、進行役（Moderator、以下では進行役とする）により、次のように行われる。

まず、進行役は熟議の参加者ととも、基本的な熟議のルールを確認する。例えば、「他人の意見に耳を傾けること」、「全員の参加が奨励されること」、「IGに示されたすべての課題解決の方法やトレードオフについて公平に扱い考えること」などである。次に、進行役は熟議する課題及び、その課題に対するいくつかのアプローチを紹介する。これは、資料によって行われる場合と映像⁹⁾を流す場合がある。

進行役は、参加者から課題に対する個人的な経験などを聞きながら熟議を促す。進行役が課題に対する複数のアプローチを公平に考慮する。熟議をある程度行ったら、最後に進行役は振り返りを行う。そこで共通の課題を確認する。例えば、「どのような課題解決の方法が、なぜ受け入れられないのか」などである。さらに、参加者自身が、自分が受け入れられない内容や、その理由、受け入れられる程度などについて熟議を行う。基本的には、結論を出すことはしない。なお、参加者の発言など熟議の様子などを進行役がまとめ、KFがNIFIのネットワークと協働して報告書を作成する。これらは、全米規模の熟議やイベント、連邦議会に対する説明会で用いられ、市民の声を政治に届ける役割を担う。なお、全米規模の熟議の内容は、テレビ番組でも放送される。

NIFIの熟議は教会で行う10数人ほどから、大学の大講堂などの数百人規模で行われるものがある。NIFIは自らの熟議を、他の同じような形式をとる教育方法との差異について、次のように述べている。すなわち、「熟議は、自分の反対意見に反対するディベート、いわゆるパブリックコメント、提唱（Advocacy）とは異なる。NIFIにおける熟議は、個人により価値があるとするものや、その優先順位、個人的な語り、公共的な関心事との関連についてのやり取りからなる。つまり、公共空間、さらにはそこで生じる課題に人々をさらし、何をすべきか、何が大事なのか、課題解決の方法の帰結として何が獲得され、何が失われるのかを理解するとともに、他者のものの見方と比較検討するために熟考し、語り合うものである。私たちは、常に個人的、家族間、仕事上の問題などについて何らかの判断をするために熟議している。同様に、政治上の問題についても熟議する事が大切なのである。」である。それでは次に、熟議で使用されるIGについてみていきたい。

4-3. Issue Guideの特徴と内容

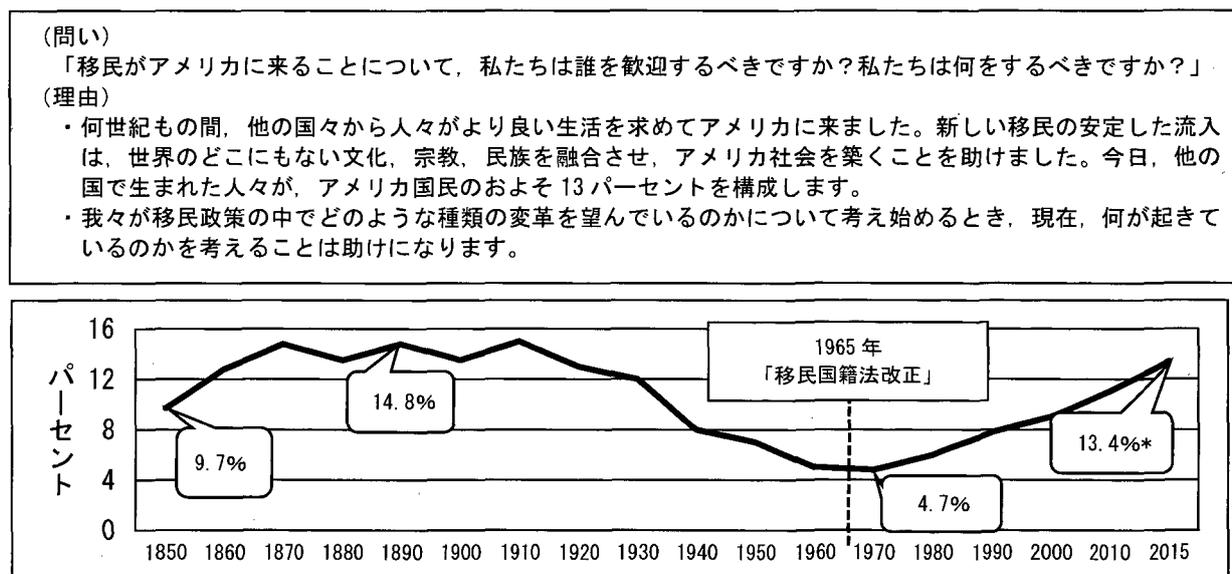
IGには、その時折のアメリカにおける課題に対する論点が示されている。例えば、『*Coming to America: Who Should We Welcome, What Should We Do?*』（NIFI、2018）では、移民問題を題材にどのような政策をとるべきかを考えられるようになっている。なお、IGの中身については、地域的な課題を加味することもある¹⁰⁾。内容については、まず、現代社会が抱える課題が示される。この課題は、統計資料などの事実に基づいて説明される。次に、その課題に対して考えられる課題解決の方法が三つほど示される。さらに、それぞれの解決案を実行した際に生じる別の課題、つまり、トレードオフの関係にあるものが示される。先にも述べたように、これらは資料により提示される場合と、映像を流す場

合がある。

以下では、NIFI (2018) を参考にして NIFI の熟議を分析する。まず、IG のはじめに「問い」と、その設定の理由が示されている (資料 1)。

このような問いは、以下のグラフ 1、2、3 を資料として進行役を中心にして参加者全員で確認していく。グラフ 1 は、問いの理由に示されたように、歴史的にアメリカが移民を受け入れてきたこと、それにより新しい文化などを形成したことなどを確認するための資料として参照される。

資料 1 IG のはじめの問い

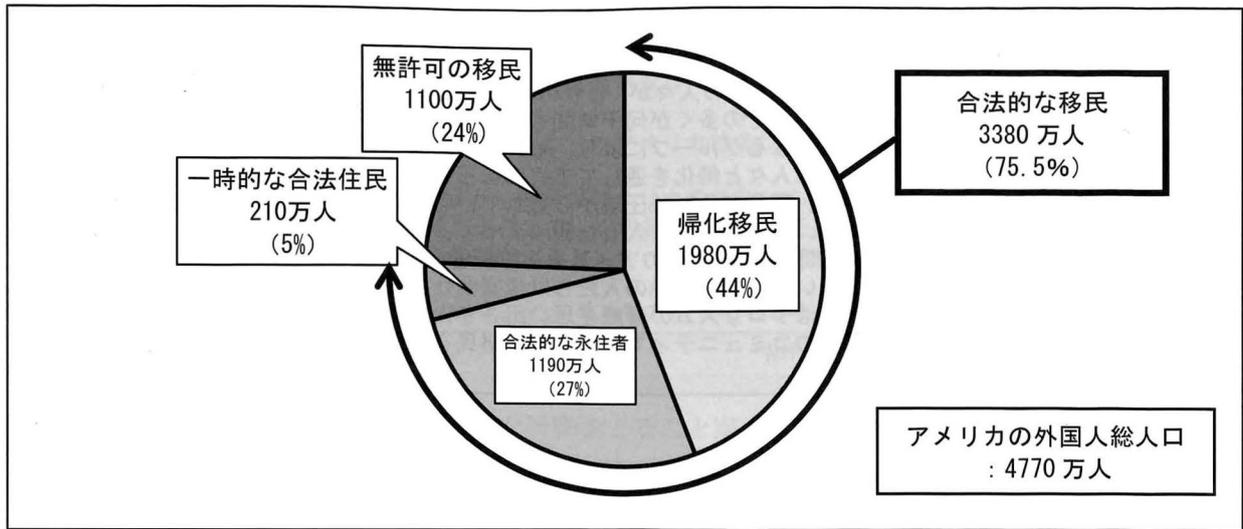


グラフ 1 アメリカの人口の移民のシェア「外国生まれのアメリカ人口の割合」

NIFI (2018, p. 2) を基にして筆者作成

グラフ 1 では、特に 1965 年「移民国籍法改正」が強調して示されている。そもそも、1952 年に成立したアメリカ移民国籍法 (Immigration and Nationality Act of 1952) は、アメリカ国籍取得や留学生など、あらゆる移民に関する法律である。ここでは、人道的な理由などから不法入国・滞在者への救済措置なども示されている。その法律が 1965 年に改正された。この改正の大きな内容は、にマーティン・ルーサー・キング・ジュニア牧師などの黒人活動家が中心となった、いわゆる公民権運動の影響を受け、ヨーロッパからの移民を優遇する内容が削除されたことにある (楠田、2016)。その結果もあり、アメリカに入国を求める移民、さらには難民が増加していく。なお、移民国籍法に関しては、アメリカ社会をめぐる様々な背景により変容していくが、2001 年 9 月 11 日のアメリカ同時多発テロ事件以降はその執行が強化される傾向にある。

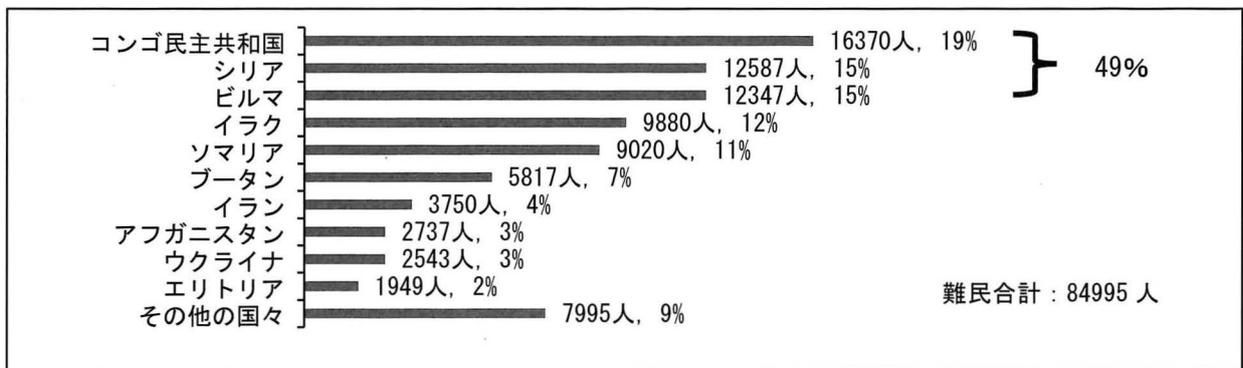
グラフ 2 は、問いを考えるための資料として、「何人の移民がアメリカにいるのか」や「誰を受け入れるのかを、どのように決めているのか。」を扱う資料である。



グラフ2 アメリカに居住する移民の分類 (2015年の外国人集計推定)

NIFI (2018, p. 3) を基にして筆者作成

IGの説明上では、「何人の移民がアメリカにいるか。」については、法的には、年におよそ百万人の移民を受け入れているとしている。さらに、「誰を受け入れるかを、どのように決めているか。」については、次のように述べられている。すなわち、「3分の2の移民は、すでにアメリカに家族が入国していることから許されている人である。残りの3分の1のうち、およそ半分が職業スキルに基づいて認められ、半分は政治的または宗教的迫害による難民である。なお、入国審査が待ちの人が400万人ほど存在する。」である。



グラフ3 出身国別のアメリカに居住する難民 (2016年の集計)

NIFI (2018, p. 3) を基にして筆者作成

また、難民に関してはグラフ3により、どのような国からアメリカに入国しているのかが示されている。2016年の集計であるが、コンゴ民主共和国が最も多く、次いで、シリアとビルマの順が多い。上位3か国からで全体の49%の難民の数を占めている。これらを踏まえて、進行役は次のように整理、確認する(資料2)。

資料2 進行役の整理、確認内容

(整理、確認内容)

「現在、アメリカに住んでいる推定1100万人の人々が、ビザの期限が切れた後に不法に一般的に国を越えるか、あるいは許可なくここに留まっています。その多くが何十年間もアメリカで暮らしています。そして、アメリカ市民である配偶者や子どももいます。異なるグループにより、移民へ対応の変更によって特に影響を受ける可能性があります。例えば、米国で生まれる人々と帰化を通して市民になった人たちを含めた合衆国市民、現在のシステムを通して合法的に国に来た移民、戦争あるいは圧迫から逃れている難民、数十年前に入国した合法的な文書なしに入国し現在も住んでいる人々、許可なく国に入った親によって、幼児あるいは子どもとしてここに連れて来られた人の違いがあります。移民問題は、すべてのアメリカ人に影響を与えます。例えば、アメリカの会社が、高いスキルを持った専門家が不足しています。失職中の人たちは低賃金仕事のために、移民のために増加した競争に直面します。ニュースは、しばしばテロリズムの脅威を思い出させます。いくつかのコミュニティは多くの移民住民と一緒に繁栄しているが、他のコミュニティでは、新しい移民を受け入れることが可能か疑いを持っています。」

進行役は整理、確認した後に、参加者間で熟議を行うために見方や考え方の異なる3つのオプションを示す。なお、これらのオプションのいずれも他のものよりも「正しく」とはいえないものであると説明される。そして、それぞれのオプションが、もし我々が、何が最も価値のあるのかを反映する公正な移民システムを構築する場合に考慮される必要がある、トレードオフあるいは欠点を持っていると説明される。各オプションの内容は、表1のようにまとめられる。

表1 各オプションの概要

オプション	オプションの説明と主な欠点
<p>オプション1： 「移民を歓迎する、自由の導き手になる」</p>	<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このオプションは、移民が、ダイナミックで多様な文化、世界経済の原動力、世界の自由の導き手に貢献していると考えられるものです。 ・私たちは、その伝統を踏まえた移民政策、新しい移民を歓迎し、移民家族と一緒に滞在するのを助け、戦争や抑圧から逃れる人々を守る政策を策定すべきです。 ・移民を歓迎することは正しいことだけではなく、私たちの文化と経済に利益をもたらします。 ・急速に変化する世界市場で競争力を維持するためには、米国は独創性と起業家精神の文化を強化するために才能を提供してくれる新しい移民が必要なのです。 <p>(主な欠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このオプションは、すでに歴史的に高いレベルの入国審査局によって悲鳴を上げているシステムに、さらにもっと多くの負担を加えることとなります。
<p>オプション2： 「法を執行し、規則に従う者に公正にする」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・このオプションは、ルールが明確であり、すべての上に施行されている公正なシステムが必要です。 ・国の最初の移民政策が導入されて以来、歓迎されるべき新しい移民は秩序ある方法で行われるべきであるという前提がありました。しかし、国内で約1100万人が不法に暮らしている現在、私たちの現在のシステムは不当で無制限です。 ・アメリカに合法的に留まるのを待っている、長い行列を作っている多くの人々に対して公平にすべきです。 ・私たちは、国境を強化し、許可と審査なしに入国した人々を国外へ追放する義務を負っています。だからこそ、国境の安全保障へのコミットメントを強化し、不法に暮らす移民に対処するためのより厳しい措置を導入しなければなりません。 <p>(主な欠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これは、何百万人もの人々が今、現在、私たちのコミュニティに暮らし、社会への貢献している何百万人もの人々を傷つけます。これは、全国の都市や町に恐怖をひろげることとなります。

<p>オプション3： 「スローダウンし、私たちの共通の絆を再構築します」</p>	<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このオプションは、移民が過去にアメリカ文化を強化していることを認識しています。 ・現在の移民は多く、今や非常に多様であり、私たちは国家の目的とアイデンティティの感覚を取り戻す必要があります。 ・私たちは移民の流れを穏やかにし、アメリカ社会に加わるために移民を助けることにもっと集中する必要があります。 ・私たちは、移民率を下げ、移民がアメリカのコミュニティの一員になることを確実にする移民政策を考慮する必要があります。国の結束する感覚を損なうことなく、新しい移民を受け入れる方法を見つける必要があります。 <p>(主な欠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このオプションは、世界各国からアメリカにもたらされる、活力があり勤勉な人々を奪います。
--	---

NIFI (2018, pp. 4-18) を基にして筆者作成

さらに、各オプションに対してどのような行動をとることができるのかと、その行動をした際にトレードオフの関係にあるものがそれぞれ示される (表2)。なお、それぞれのオプションの説明の最後には、参加者が自らの考えや経験などから導き出すことができる別の行動やそのトレードオフを示すことができるようになっている。

表2 各オプションの行動とトレードオフ

オプション1「移民を歓迎する、自由の導き手になる」	
行動	トレードオフ
<ul style="list-style-type: none"> ・許可を得ずに米国に入国した人に、法的地位への道を与えてください。今や、私たちのコミュニティの一員となった人々を許し、歓迎する時です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これにより、法律に違反した移民は合法的に米国に入国しようとしている何千人もの人々に「割り込む」こととなります。
<ul style="list-style-type: none"> ・多くのアメリカ人が望んでいない低いスキルの仕事や、不足している高いスキル能者の仕事であろうと、就労意欲のある移民を歓迎します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・何百万人ものアメリカ人が失業しています。私たちは(アメリカの)市民を雇うために必要な訓練に焦点を当てるべきです。
<ul style="list-style-type: none"> ・シリアのような国で戦争と貧困から逃れた難民を受け入れる私たちには道徳的義務があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに看護が必要なアメリカ人もいますし、そのような戦争で破れた地域から来る人々を看護することは困難です。
<ul style="list-style-type: none"> ・法的居住権と市民権を申請する能力を、「DREAMers」と呼ばれることもある、若い子どものときにアメリカに連れてこられた不法移民に提供すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・このグループが家族の違法行為の恩恵を受けることは公平ではありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての住民が市民であるかどうかにかかわらず、市の選挙で投票することを許可します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これにより、「市民」という言葉は無意味になります。
<ul style="list-style-type: none"> ・他にありますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場合のトレードオフは何ですか？
オプション2「法を執行し、規則に従う者に公正にする」	
行動	トレードオフ
<ul style="list-style-type: none"> ・違法に入国した人を特定し、追放します。彼らが入国するために再申請することを要求します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これは家族や地域社会を壊してしまいます。この刑罰は犯罪をはるかに上回り、実用的ではありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な疑いがある場合、警察官に身分証明書の確認を要求します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪を報告したり、警察に話をしたりすることを移民に恐れさせることになり、法の執行を妨げます。また、人種のプロファイリングにもつながります。
<ul style="list-style-type: none"> ・合法的な書類を持たない労働者を雇う場合、雇用者を起訴します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これは、農業や建設などの産業に混乱を招き、食糧や住宅などの基本財の価格上昇を招きます。
<ul style="list-style-type: none"> ・不法移民を見つけて、国外退去しようとしている連邦政府の移民エージェントと協力することを拒否している「聖域都市」への連邦資金を断ちます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これは、地方自治体や警察を弱体化し、社会に貢献する多くの移民を追い払うことが考えられます。

・安全な国境の壁を構築し、より多くのパトロールエージェントを雇い、セキュリティを強化します。	・これは何十億ドルもの税金を抱え、カナダから入国した人、空港、一時的なビザを得て長期間滞在した人々の問題に対処できません。合法的な旅行者が米国に入国するのはずっと困難になります。
・他にありますか？	・その場合のトレードオフは何ですか？
オプション3「スローダウンし、私たちの共通の絆を再構築します」	
行動	トレードオフ
・毎年、アメリカに入国する合法移民の数を減らす。	・これは自由を歓迎している国としてのアメリカの長年のイメージを崩します。農業と建設のような基幹産業に必要な労働者を奪います。
・すでに英語を話している移民に優先する。	・これは、移民の中には負担をかけます。特に、大部分のアメリカ人が就かない仕事の一部を喜んで受け入れる人たちに対してです。
・家族の再会を配偶者や幼い子どもたちに制限し、必要な地域で働く移民を認めることに集中します。	・これは移民家族を分裂させ、愛する人を残し、時には危険と貧困に陥らせることになるでしょう。
・学校はバイリンガルな学校プログラムを提供することに焦点を当てるのではなく、初心者が英語を学び、アメリカの文化や民主的価値を学ぶためのカリキュラムを強化するための努力を強化する必要があります。	・バイリンガル教育がなければ、学生は今日のグローバル社会において不利な立場におかれます。
・すべての住民が市民であるかどうかにかかわらず、市の選挙で投票することを許可します。	・これにより、「市民」という言葉は無意味になります。
・他にありますか？	・その場合のトレードオフは何ですか？

NIFI (2018, pp. 4-18) を基にして筆者作成

4-4. NIFI の熟議の実際

ここでは、実際にアメリカの大学で学生を対象に行った NIFI の熟議について述べる¹¹⁾。発表者が参観させていただいたグループは、8人のグループであり、2人の進行役と6人の参加者であった。全員がアメリカ人であったが、参加者のうち4人は、アジア系アメリカ人であった。では、それぞれの移民に対する意見を自らの経験に基づいて発言し、共有した。そのうえで、各オプションについて、それぞれに意見を述べた。進行役がうまくリードしており、全員が発言をすることが多かった。特に対立が生じたのは、オプション1で移民を受け入れた際に、アメリカ人の仕事が失われる可能性があることであった。ある学生は、「アメリカ人の仕事を奪うほどの移民は受け入れるべきではない。」と発言したのに対して、「移民によって新しく創造されるものがある。移民を排除すべきではない。」と述べた学生もいた。両者ともに意見が変容することはなく、そのままでは終了した。なお、進行役が中心となり参加者に対して「どこまで合意できるのか」を議論した際には、「移民をむやみに排除すべきではない。」という点については、上記の学生たちも合意していた。

この熟議を企画運営した Kara Dillard 氏に、熟議前後にインタビューを行った¹²⁾。ここでは、①「熟議を行う事前準備、特に進行役について」、②「熟議の内容、特に IG について」、③「熟議参加者の意見の変容について」についてのみ記す。

まず、①についてである。この熟議を開催するにあたり、学生にいかなる準備をしたのかを尋ねた。氏は次のように述べた。「進行役については数か月間にわたり、進行方法や熟議する課題の内容について共通理解を図ってきた。一方で、参加者は事前準備をすることなく熟議のはじめに映像を見せただけで参加してもらう。」である。進行役の事前指導が特に重要であることがわかる。次に、②についてである。熟議する IG の内容はどのように決めているのかを尋ねた。この点については、「NIFI などが作

成しているものを使うが、熟議を行う場所により、追加で資料（熟議では、マイクロソフトやアマゾンの従業員の情報を使用）を使うこともある。」とした。よって、IGを基盤としつつも、熟議を実践する地域の特質、さらに言えば、熟議に参加する人の特性に応じて工夫している。最後に、③について述べる。氏は「意見の変容があっても、なくてもよい。他者が自分にはない意見を持っていることに気がつき、そのような意見を知ることが大切である。」と述べた。NIFIの熟議がコモングラウンド（Common Ground）の形成を目的としていることから、氏の意見が理解できる。

5. NIFIによる熟議の社会科における主権者教育への応用可能性

NIFIの熟議を基にして、本稿がはじめにあげた主権者教育に関わる課題について考えていきたい。まず、第一の課題である「個人の道徳的・理念的判断と、法的な権利化に基づく判断の違いの明確化」について考えていく。この課題に対して、NIFIの熟議の教材になるIGは、次のような構造を持つ。すなわち、「事実としての現状と課題」と「課題解決の方法と、その際のトレードオフ」である。前者は、現在の法や法に基づいて形成・実行される制度とそれにより生じている課題が、統計などの具体的な事実を基にして述べられている。また、後者の課題解決の方法は、現在の法や制度の枠組みを基にして考えられている。よって、法的な権利化に基づく判断により新たな制度を考える内容と方法の選択ができるようになっている。ただし、NIFIの課題解決の方法選択については、個人の経験を話すことがある。個人の道徳的・理念的判断は、現在の法制度などを再構築する際に必要な足場にもなりえる。よって、進行役が法的なもの和个人の経験による語りを整理することが求められる。

次に、第二の課題である「価値判断に伴う政治的中立性」について考えていく。この課題に対して、IGがいくつもの解決案を示している。さらに熟議では、諸個人が自由に意見を表明する機会が保障されている。よって、一方的な価値の注入にはならない。ただし、この課題についても進行役の整理によるところが多い。参加者の中で、一方的に自分の価値観のみを主張し続けるものがいた場合に、それをどのように整理し熟議を進めるのかは進行役の力が大きく影響するからである。また、IG上では課題解決の方法を考察する際に、現在の法や制度の根底にある価値を再確認することはないところに更なる課題が生じる。

最後に、第三の課題である「フィルターバブル」について考えていく。情報の個人化を突破することは、まさに熟議の目指すところであり大きな可能性を持つところである。なぜなら、熟議は他者と自分の考えを語り合い、聴きあう場だからである。これは、自分だけでは凝り固まる可能性がある考えを他者と共有することで、公共圏に参加すること、あるいは形成することにつながると思われる。

しかし、NIFIの熟議を社会科における主権者教育への応用には、いくつかの課題があげられる。

例えば、IGの作成である。IGは現代的な課題といくつかの解決方法をトピックにしていた（今回は移民問題）。質の高いIGをどのように作成することができるのかが、熟議の成功に影響する。IGの内容を考えることは、内容教科である社会系科目は可能であると考えられる。しかし、次のような課題が考えられる。現在の社会にある課題を扱い、その対策とトレードオフを扱うことは、現在と未来の内容を考える事にはなる。ところが、上記の第二の課題でも述べたように、現在の社会を具体的に構築するための根拠となった価値について詳しくは扱っていない。これでは、現在の枠組みだけを追認することになりかねない。例えば、NIFIが目指すコモングラウンド（Common Ground）の形成も、三つの課題解決の方法の中から選択するに過ぎない。主権者として将来の国家や社会の形成者になるには、現在の枠組みさえも常に問い直すことができるように、いかなる価値により現在の社会が形成されているのかを考えることができるIGが必要なのではないか。

また、進行役のトレーニングの必要性である。IGの内容把握はもちろん必要であるが、それとともに、熟議参加者の意見や考えを整理し、他の人に話を聞くなど、正確な判断力や洞察力などが求められる。NIFIは、このような進行役のトレーニングを別に行っている。この点について、本稿では明らかにできていない。

最後に、日本の学校で熟議を展開する際に、子どもたちは自分の意見、個人の経験をどれだけ話してくれるのだろうかという課題が考えられる。コモングラウンド (Common Ground) の形成といっても、自分の意見を話すことに動じない子どもの意見のみが反映されることがないのだろうかという危惧もある。なお子どもの意見表明について Muse 氏は、次のように述べた。すなわち、「アメリカでも意見の言えない子どもは多い。NIFIでは、小学校以前から熟議展開している。その際、自分の意見を言えない子どもに対して、パペットを使う。パペットに自分の意見を語りかけるというトレーニングを行っている。熟議を活発に行うには、トレーニングが必要である。」である。このように、自分の意見を語るトレーニングを日本でも行うことを考えても良いのではないか。

6. おわりに

本稿では、主権者教育におけるNIFIの熟議の応用可能性について考察した。NIFIの熟議は、現在の主権者教育が抱える課題をのりこえる可能性を持っていた。ただし、そのまま日本に適用することはできない。そこで、今後の課題として、IGをどのように作成しているのか、進行役のトレーニングをいかにしているのか、そして、熟議への参加者が自分の意見を表明できるようなトレーニングをいかにしているのかを研究し、それらを基にして日本の現状に即した実践開発及び検証をする必要がある。

付記

本発表は、科学研究費補助金（基盤研究（C））「法的推論に基づく子どもの深い思考体制を育成する主権者教育の学習理論・実践開発」（研究代表者、上越教育大学、中平一義）を受けて実施された成果の一部である。

注

1) 現代的な主権者教育としたのは、18歳選挙権に伴う主権者教育以降を対象としているためである。それ以前の主権者教育との関係性については別に論じるが、さしあたり、子安・久保田（2000）を参照。

2) 例えば、主権者教育に限ってはいないが、溝口（2002）に見られるような意思決定学習や、いわゆる合意形成学習などを参照。社会的な論争問題などを扱いつつ、子どもに価値判断を行わせるものである。なお、価値学習については大杉（2011）を参照。

3) 詳しくは、田村ら（2017）を参照。市民権の側面については、シティズンシップ教育において参照されることが多いT.H. マーシャルの権利獲得の歴史的類型（18世紀の公民（市民）的権利、19世紀の政治的権利、20世紀の社会的権利）がある。なお、T.H. マーシャルの市民権の分類とその考察については、デレック（2002）も重ねて参照。

4) 北川（2001）は、本来は法的な権利問題として考えるべき人権問題を、個々人の意識・感情のあり方という「心構え」の問題として扱われる傾向があると述べた。その結果として、人権を法的・制度的・社会的側面から切り離し、私的個人の心の問題に矮小化する危険性を指摘した。

5) 中西（2008）でも、子どもが価値を理解し、新たに構築していくためにも価値教育の必要性を指摘している。

6) NIFIに関する先行研究として、長田（2014）がある。長田は、意思決定学習や合意形成学習の限界を指摘し、それをのりこえる方途をNIFIの熟議を参考に述べた。長田が示したいくつかの熟議的転回については基本的に首肯するが、本稿では、さらに社会科、特に主権者教育での具体的な応用可能性について具体的な熟議の実践や、インタビュー調査により考察するという点を対象とする。なお、NIFIについては、次のホームページを参照。<https://www.nifi.org/>（最終閲覧日、2019年3月27日）

7) NIFI、及び、ケタリング財団（Kettering Foundation）への各種調査は、2019年3月20日、21日に、アメリカ、オハイオ州デイトンのNIFI本部において行った。

8) ケタリング財団（Kettering Foundation）については、次のホームページを参照。<https://www.kettering.org/>（最終閲覧日、2019年3月27日）

9) IGに合わせた映像は、オンライン上で誰もが購入できる。本稿が対象としたIGに関わる映像については<https://vimeo.com/ondemand/comingtoamerica/256884601>を参照。（最終閲覧日、2019年3月27日）

10) 筆者が参観した熟議は、ワシントン州シアトルにあるUniversity of Washingtonで行われた。シアトルには、マイクロソフトやアマゾンといった大企業がある。そのため、それら企業で働く従業員の出身国などをIGに加え

た授業を展開していた。

11) 本稿で分析した熟議は、2018年3月7日にUniversity of Washington内で、基本的には同学生を対象にして実施された。なお、進行役は、Kara Dillard氏の講義でレクチャーを受けた学生が担った。

12) 熟議の実践に関するインタビュー調査は、University of Washington, Department of Sociology所属（当時）のKara Dillard氏に対して、2018年3月7日にUniversity of Washington内の氏の研究室で実施した。

引用文献等

- ・イーライ・パリサー、井口耕二訳（2016）：『フィルターバブル インターネットが隠していること』、早川書房。
- ・大杉昭英（2011）：「社会科における価値学習の可能性」、全国社会科教育学会『社会科研究』75、pp. 1-10.
- ・北川善英（2001）：「人権教育論の課題 憲法学からの問題提起」、全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性 学校教育における理論と実践』、現代人文社、pp. 44-60.
- ・楠田弘子（2016）：「アメリカ移民法の破綻と改革への課題」、早稲田大学比較法研究所『比較法学』、pp. 41-51.
- ・子安潤・久保田貢（2010）：「初期「主権者教育論」の研究」、愛知教育大学教育実践総合センター紀要3、pp. 9-16.
- ・ジョン・ギャスティル、ピーター・レヴィーン編著、津富宏、井上弘貴、木村正人監訳（2013）：『熟議民主主義ハンドブック』、現代人文社。
- ・田村哲樹（2008）：『熟議の理由 民主主義の政治理論』、勁草書房。
- ・田村哲樹（2017）：『熟議民主主義の困難 その乗り越え方の政治理論的考察』、ナカニシヤ出版。
- ・田村哲樹、松元雅和、乙部延剛、山崎望（2017）：『ここから始める政治理論』、有斐閣。
- ・デレック・ヒーター著、田中俊郎・関根政美訳（2002）：『市民権とは何か』、岩波書店。
- ・中西新太郎（2008）：「価値形成の自由と公教育の役割 - 価値の教育をめぐるの一試論」、全国民主義教育研究会『民主主義教育21』2、pp. 144-148.
- ・長田健一（2014）：「論争問題学習における授業構成原理の『熟議的転回』-National Issues Forumsの分析を通して-」、全国社会科教育学会『社会科研究』80、p. 83.
- ・溝口和宏（2002）：「開かれた価値観形成をめざす社会科教育 - 「意思決定」主義社会科の継承と革新」、全国社会科教育学会『社会科研究』56、pp. 31-40.
- ・National Issues Forums Institute（2018）：*Coming to America: Who Should We Welcome, What Should We Do?* .